

阪神港神戸区の走錨事故防止対策について

「神戸空港から3海里以内の海域」は、台風等によって荒天が予想される場合、「錨泊自粛海域」として、「錨泊自粛勧告」が発出されます。

【錨泊自粛勧告】 港則法第39条第4項

1. 基準

兵庫県神戸市において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生の可能性があると判断されるとき

2. 錨泊自粛海域

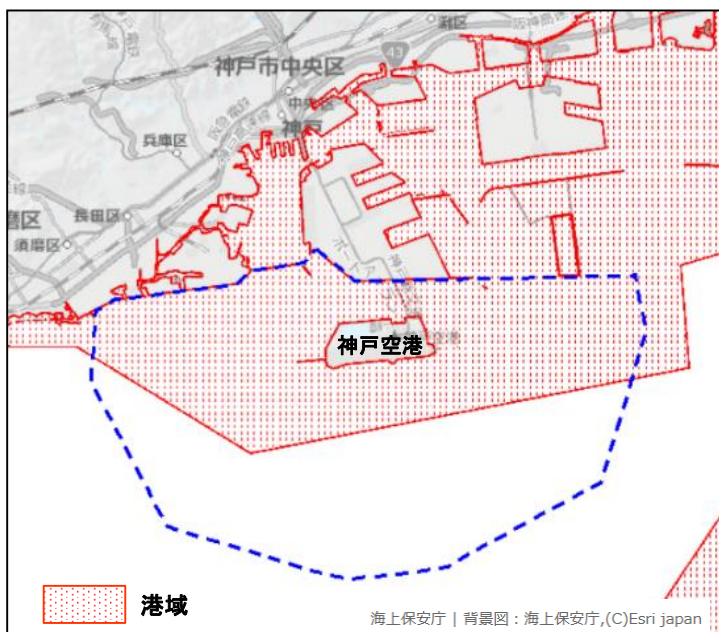
神戸空港から3海里以内の海域

※左図の青破線で囲まれた海域（詳細は裏面）

3. 措置内容

- ① **100総トン以上の船舶は、錨泊自粛海域に錨泊しないこと**
- ② **錨泊自粛海域に錨泊中の100総トン以上の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること**

※上記勧告に従わない場合は、錨泊自粛海域で錨泊する船舶に対して、出域勧告（港則法第39条第4項）又は退去命令（港則法第39条第3項）を発出します。



【周知方法】

勧告発出の際は、五管区地域航行警報、NAVTEX航行警報による周知のほか、巡視船艇、海の安全情報、無線放送、AIS、台風対策委員会等により周知します。

※勧告が発出された場合は、下記QRコードにおいても勧告内容等について確認することができます。

台風等により荒天が予想される場合は、『**走錨は起こりうる**』との認識のもと、以下の点について注意して運航してください。

- 最新の台風情報等を入手し、影響が少ない海域への早めの移動（台風の右半円を避ける等）
- 状況に応じて錨泊をしないという選択肢も考慮（ちちゅう等）
- 運航管理者等による安全を重視した適切なサポート（船側が必要とする情報の提供、助言）

荒天時に錨泊※する場合の注意事項

- 近接する錨泊船舶との安全な船間距離の確保
- 船橋における常時ワッチ（自船位置の確認、周囲の見張り、国際VHF16ch常時聴守等）
- 緊急時に直に対応できるような体制確保（エンジンスタンバイ）

※ 錨泊自粛等のない海域への錨泊に限る。

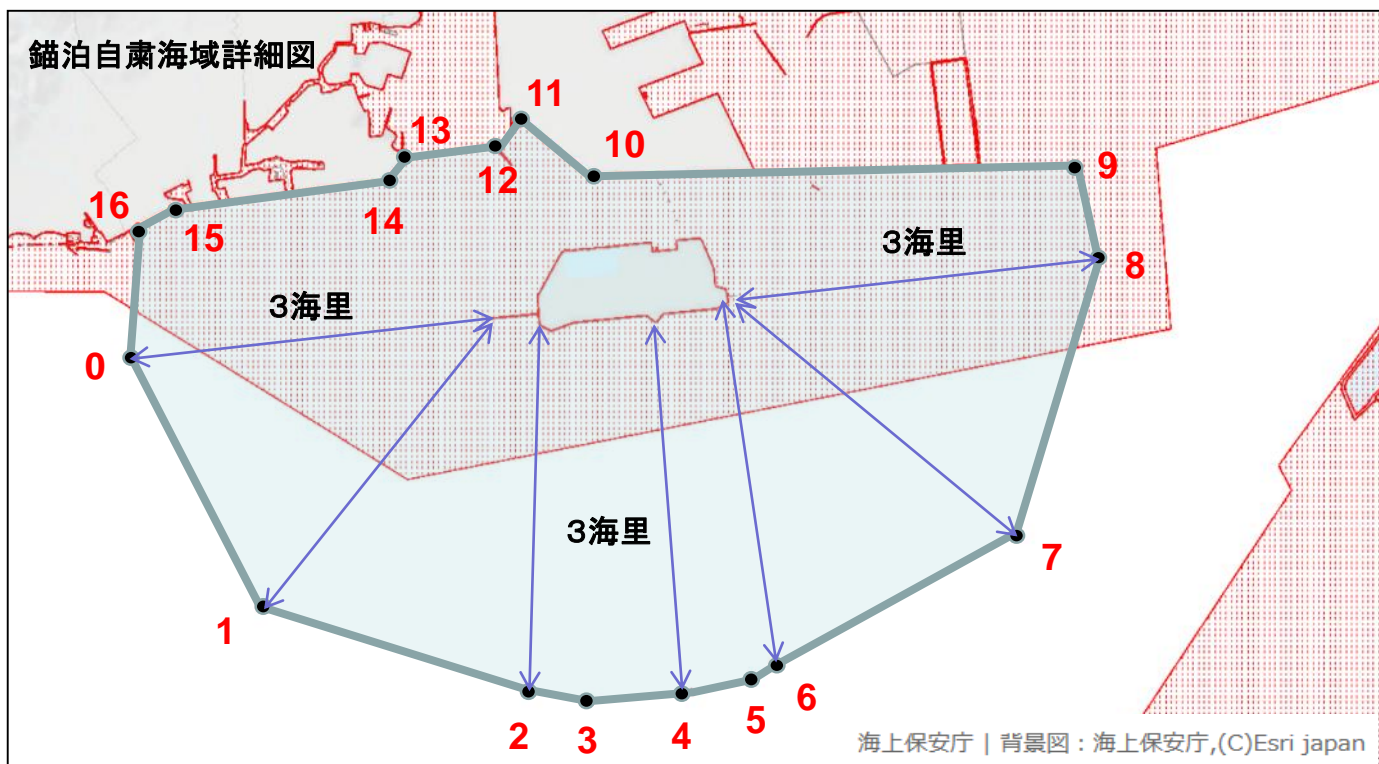


神戸海上保安部 航行安全課
〒650-0042 神戸市中央区波止場町1番1号
電話 078-331-6743

海の安全情報



阪神港神戸区における錨泊自肅海域



点	北緯	東経
0	34度37分34秒	135度8分25秒
1	34度35分32秒	135度9分43秒
2	34度34分52秒	135度12分23秒
3	34度34分46秒	135度13分00秒
4	34度34分51秒	135度14分04秒
5	34度34分57秒	135度14分40秒
6	34度35分03秒	135度14分52秒
7	34度36分08秒	135度17分20秒
8	34度38分20秒	135度18分08秒

点	北緯	東経
9	34度39分06秒	135度17分56秒
10	34度39分01秒	135度13分02秒
11	34度39分28秒	135度12分21秒
12	34度39分16秒	135度12分09秒
13	34度39分10秒	135度11分13秒
14	34度38分59秒	135度11分00秒
15	34度38分45秒	135度8分51秒
16	34度38分36秒	135度8分30秒

区域の外で錨泊する場合の注意事項

上図は3海里の目安です。錨泊する際は触れ回りなどを考慮し、神戸空港から3海里以上離れた余裕を持った海域を選定して下さい。



神戸海上保安部 航行安全課
〒650-0042 神戸市中央区波止場町1番1号
電話 078-331-6743

海の安全情報

